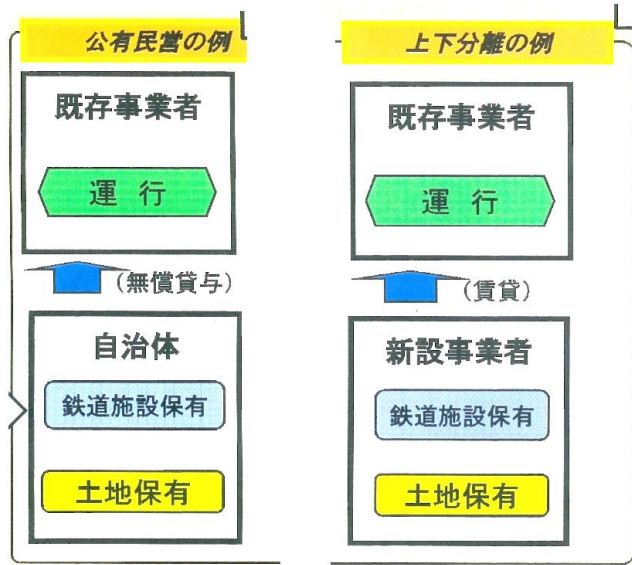


資料1



資料1 「鉄道事業再構築事業の概要」(国土交通省) から抜粋

資料2 「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」(文部科学省) から抜粋

資料3 市の債権のイメージ (東作成)

資料2

2. 4. 3 納付指導の方法の検討

(中略)

【就学援助制度の利用の勧奨及び福祉制度へのつなぎ】

債務者の生活状況から、学校給食費を納入するために就学援助制度を利用できる可能性が認められる場合に、その債務者に対して利用を勧めることや、学校給食費の未納を端緒として、福祉制度への支援につながる大切です。

債務者の中には、学校給食費を納入することができない生活状況にある保護者も存在します。そのような保護者に対しては、就学援助制度の利用を勧め、必要に応じて支援を行うことが、学校給食費の徴収の観点でも、就学援助制度の適切な運用の観点でも重要です。

また、生活困窮者自立支援法において、地方公共団体は、教育等に関する業務を実施するに当たって、生活が困窮している人を把握したときには、同法に基づく事業の利用、給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めることが求められています(生活困窮者自立支援法第8条)。この趣旨を踏まえ、学校給食費の徴収・管理業務の中でも、学校給食費の未納を端緒として生活を困窮している人を把握したときは、例えば、債務者に対して同法に基づく支援に関する資料を提供したり、債務者に関する情報を福祉担当部門と共有するなど、適切に対応することが望まれます。

資料3

